

## 第3次宮代町男女共同参画プラン策定の基本方針

### 1. 計画策定の趣旨

当町では、平成6年に女性問題を単に女性だけの問題として捉えるのではなく、男性との連帯と協調のもとに施策を展開する必要があるとの考えから「みやしろ女性計画」を策定し、市民とともに家庭生活、社会生活等における女性の地位向上を目指し取り組んでまいりました。その後、国が平成11年に男女共同参画基本法を制定し、平成22年に第1次基本計画となる宮代町男女共同参画プラン、平成27年に第2次宮代町男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に様々な事業を展開・推進しています。

しかし、いまだ「男は仕事」「女は家庭」という性別による固定的役割分担意識や慣行は残っており、女性の社会参画や男性の家庭生活への参画等の障害となっており、男女共同参画社会とは言い難い社会であります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の増加や深刻化の懸念、コロナ禍が女性の就業や賃金へ影響し、貧困に陥っている実情、性自認・性的指向により生きづらさを抱えている人々への理解と支援等、男女共同参画の視点での施策や対応が求められています。さらには、近年大規模な地震や集中豪雨等の自然災害が頻発しており、防災・復興の推進には、男女のニーズ等に配慮した対応の必要性等、新たな課題も生じています。

このような中、第2次男女共同参画プランの計画期間が令和3年度をもって満了となることから、これまでの施策の成果を継承しつつ、プランの進捗状況や住民意識調査の結果、男女共同参画プラン策定委員会での意見等を反映するとともに、新たな課題を解決するための施策や関連する法律や社会状況等に沿った施策を総合的かつ計画的に推進するため「第3次男女共同参画プラン」を策定します。

### 2. 計画策定の位置づけ

#### (1) 国の法律等との関係

- ①この計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ②この計画は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という。)第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」です。
- ③この計画の中に盛り込む「女性活躍推進計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 ～省略～

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3 ～省略～

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

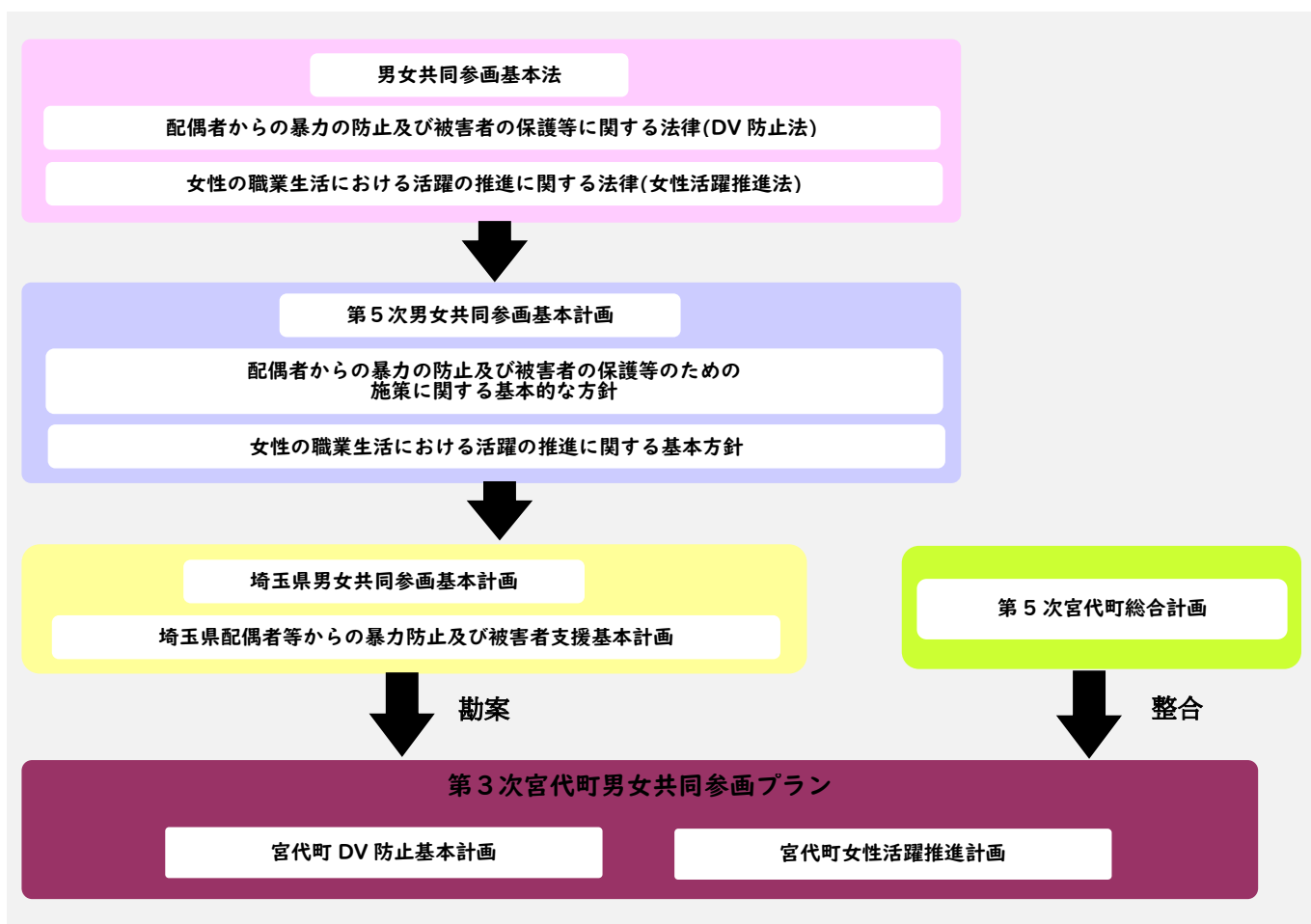
（都道府県推進計画等）

第6条 ～省略～

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## （2）国、県の計画、町の総合振興計画との関係

- ①この計画は、第5次宮代町総合計画における「人権・推進平和事業（男女共同参画プランの推進）」を推進するための個別計画です。
- ②この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案するものとします。
- ③この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」に即し、かつ「埼玉県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案するものとします。
- ④この計画は、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案するものとします。



### 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。  
ただし、社会情勢の変化や国の制度等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 4. 計画策定体制

#### (1) 男女共同参画プラン策定委員会

市民の意見を反映し、プラン策定過程における市民参画を積極的に促進するため、男女共同参画社会推進会議メンバー、知識及び経験を有する者、関係機関又は各種団体から推薦を受けた者、公募による市民で構成する15名で検討していきます。

#### (2) 庁内組織

プラン策定及び男女共同参画に係る施策を課長級で組織する庁内連絡会議において検討していきます。

### (3) 市民参加の手法

#### ①住民意識調査

宮代町市民参加条例第19条に基づき令和2年度に実施した「宮代町男女共同参画に関する住民意識調査」を参考にします。

#### ②パブリックコメント

宮代町市民参加条例第17条に基づき、パブリックコメントを実施します。

## 5. 計画策定に向けて

第5次宮代町男女共同参画プランの策定にあたり、新たな法律や重点を置いて検討すべき課題は次の項目が挙げられます。

### (1) あらゆる分野における女性の活躍（女性活躍推進法）

誰もがその個性と能力を十分に発揮するためには、希望するワークライフバランスを実現することが近道です。男女共に仕事と家庭生活・子育て等が両立できる環境づくりが必要となっています。

### (2) 男女共同参画の視点に配慮した防災対策

近年、地震や台風等による大規模な自然災害が発生しています。地域の防災力を向上するためには、女性や男性、性的少数者の方々等のニーズに配慮した対策が必要となっています。

### (3) 多様性を認め合う地域社会づくり

ジェンダーと言われる社会的・文化的につくられた性別による固定的な役割分担意識は今もなお残っており、男女共同参画社会の実現の大きな障害となっています。男女共同参画社会の実現のためには、性別や性的指向・性自認、国籍、年齢、身体等の属性にとらわれることなく、互いの多様性を認め、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない地域づくりが重要です。

### (4) 暴力や貧困等の困難に対する支援

配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。相談件数は増加しており、特に女性は、経済的自立が困難な状況であります。配偶者等に対する暴力の根絶とその予防と被害者の保護と回復や自立に向けた取り組みが必要です。

また、配偶者等からの暴力は女性だけが被害者とは限りません。性別にかかわらず、一人ひとりの気持ちに寄り添う相談体制等の支援も重要となっています。

さらに、コロナの感染拡大が長引く中で、経済社会における性別による違い等を背景として、女性の貧困等が顕在化しました。貧困をはじめ、女性が抱える不安や困難に対する支援が求められています。

## 6. 計画策定スケジュール

	男女共同参画プラン策定委員会	庁内・市民参加
令和3年 9月	第1回会議 (意識調査結果及び計画策定方針)	
10月		庁内連絡会議
11月	第2回会議(プラン素案)	庁内連絡会議
12月	第3回会議(プラン素案)	
令和4年 1月		パブリックコメント実施
2月	第4回会議(プラン原案)	パブリックコメント意見に対する 回答、公表
3月		計画案の承認(決定)

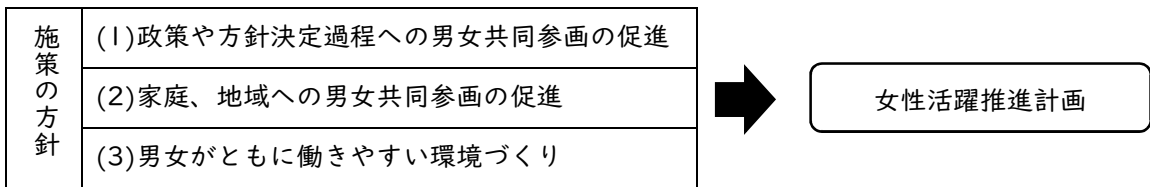
## 7. 施策体系（案）

すべての<sup>ひと</sup>男女の人権が尊重された みんなにやさしいまちづくり

基本目標1：男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方針	(1)人権尊重と男女平等意識の高揚
	(2) 男女平等、人権尊重教育の実施

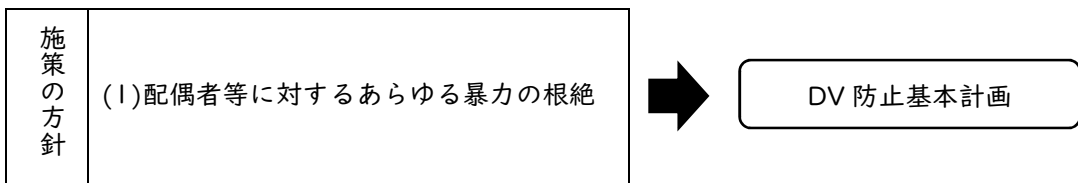
基本目標2：男女が共に支えあう地域づくり



基本目標3：安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

施策の方針	(1)防災分野における男女共同参画の推進
	(2)子育てしやすい環境の整備
	(3)生涯を通じた健康支援の推進
	(4)高齢者への支援体制の充実

基本目標4：暴力のない社会づくり



基本目標5：計画推進の体制づくり

施策の方針	(1)男女共同参画を推進するための体制の整備・充実
	(2)庁内の男女平等施策の推進